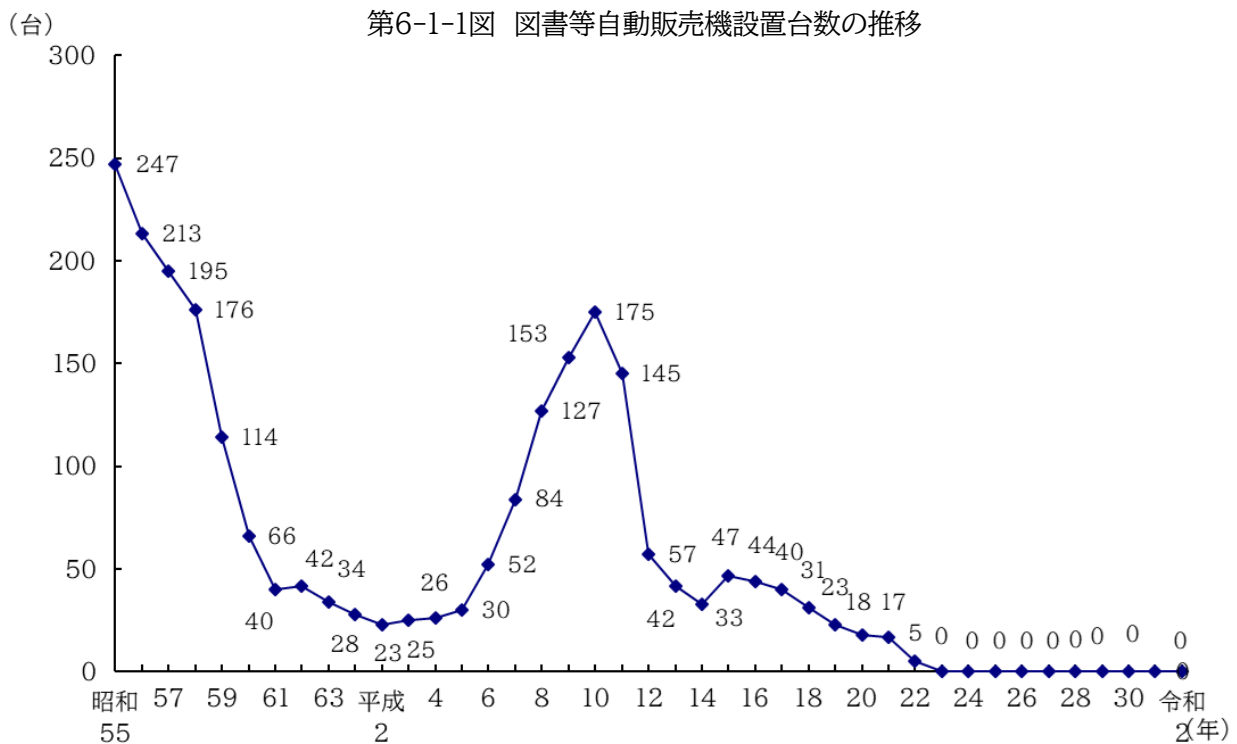


第6章 子ども・若者を取り巻く環境

第1節 自動販売機

1. 図書等自動販売機

県内に設置されている図書等自動販売機は、昭和55年12月末には247台が設置されていましたが、「有害図書等自動販売機撤去県民運動」を展開した結果、平成2年12月末には23台まで減少しました。その後、県外業者等の進出により、平成10年12月末には175台まで増加しましたが、平成11年度に条例改正を行ったことにより減少に転じた後、関係機関・団体を中心とする継続的な運動の結果、平成23年3月に全ての図書等自動販売機が撤去されました。



(備考)毎年12月末現在の数値

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

2. 酒類自動販売機

自動販売機による酒類の販売については、平成7年の全国小売酒販組合中央総会において自主的に屋外自動販売機を撤廃する旨の決議がなされました。

新たに年齢識別装置が付加された改良型自動販売機の設置が進んでいますが、従来型と同様に年々減少傾向にあります。

3. たばこ自動販売機

平成8年7月から、全国たばこ販売協同組合連合会に加盟する販売店が、未成年者の喫煙を防止するため、屋外に設置されている自動販売機での販売を、午後11時から午前5時まで自主的に停止する深夜稼働自主規制に取り組んでいます。

また、同連合会や日本たばこ協会等が共同により、成人識別機能を搭載したたばこ自動販売機の開発、導入に取り組み、平成20年から全国一斉稼働しています。

第2節 図書およびビデオ取扱店

図書等取扱店は711店あり、内訳は、書店が95店、コンビニエンスストア等において図書等を取り扱っている店が598店、ネットカフェ、まんが喫茶等が18店となっています。また、ビデオ・DVD取扱店は209店あります。

このうち、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、青少年にとって有害であるとして指定されている図書等を取り扱っている店は、図書等取扱店で473店、ビデオ・DVD取扱店で60店となっています。

第6-2-1表 図書およびビデオ取扱店の実態調査結果(令和2年11月末現在)

区分 地域別	書店	図書等 取扱店	ネットカ フェ・まんが 喫茶等	計	うち有害 図書等取 扱店	単位(店)	
						ビデオ DVD 取扱店	うち有害ビ デオ・DVD 等取扱店
大津地域	14 (16)	133 (128)	3 (3)	150 (147)	100 (79)	37 (51)	15 (16)
南部地域	20 (22)	146 (152)	6 (7)	172 (181)	81 (67)	33 (52)	9 (12)
甲賀地域	10 (10)	70 (76)	2 (2)	82 (88)	45 (41)	25 (32)	9 (10)
東近江地域	19 (21)	98 (101)	3 (2)	120 (124)	100 (105)	61 (63)	11 (12)
湖東地域	11 (12)	64 (65)	2 (2)	77 (79)	58 (56)	36 (36)	6 (6)
湖北地域	14 (14)	67 (65)	2 (2)	83 (81)	67 (64)	12 (11)	8 (8)
高島地域	7 (7)	20 (20)	0 (0)	27 (27)	22 (20)	5 (5)	2 (2)
合計	95 (102)	598 (607)	18 (18)	711 (727)	473 (432)	209 (250)	60 (66)

☆書店：主業務が図書の販売店

図書等取扱店：主業務ではないが、図書を販売している店(コンビニ等)

(備考)()内は、令和元年11月末の数値

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第3節 レンタルカラオケルーム

レンタルカラオケルームは岡山県が発祥地とされており、本県においても昭和 63 年末ころから出現し、令和2年 11 月末現在で 54 店あります。このレンタルカラオケルームは、中の様子を確認しにくい個室であることや営業が深夜におよぶことなどから、利用方法や管理方法によっては性犯罪等の事件や事故、青少年の飲酒、喫煙等の非行の場所となる可能性があります。

本県では、滋賀県青少年の健全育成に関する条例を一部改正(平成20年10月1日施行)し、ネットカフェ、まんが喫茶等と併せて、レンタルカラオケルームへの青少年の入場制限等を規定しました。

第6-3-1表 レンタルカラオケルーム店舗数(令和2年11月末現在)
単位(店)

地域別	区分	店舗数
	大津地域	10 (9)
	南部地域	16 (16)
	甲賀地域	4 (5)
	東近江地域	10 (9)
	湖東地域	9 (10)
	湖北地域	5 (5)
	高島地域	0 (0)
	合 計	54 (54)

()内は令和元年11月末の数値

(資料)滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

第4節 ゲームセンター

ゲームセンターの営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」といいます。)により風俗営業の許可が必要となります。

この法律は、①善良の風俗の保持、②清浄な風俗環境の保持、③少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止、が目的とされ、各種規制等が講じられています。

県内では、令和3年12月現在、21店舗がゲームセンターとして許可を受けています。

風営適正化法または滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例により、16歳未満の者は午後6時以降(ただし、16歳未満の者に保護者が同伴している場合は午後10時以降)、18歳未満の者は午後10時以降、ゲームセンターへの立入が制限され、また、営業時間も午前0時までと規制されています。

第5節 深夜スーパー(コンビニエンスストア)

コンビニエンスストアは、多くの店舗が24時間年中無休で営業し、利便性も高いことから、生活に欠かせないものとなっており、様々な世代の人々が利用し、多くの少年も昼夜を問わず利用しています。

本県には、警察本部と各チェーン店本部とによる「滋賀県コンビニエンスストア防犯対策協議会」および県内の個人経営者による「滋賀県コンビニエンスストアセーフティステーションネットワーク」が設立されており、警察本部、各チェーン店本部および各店舗間の連絡網を確立するなど地域安全活動の一翼を担っています。

令和3年12月末現在、県内のコンビニエンスストアは約560店舗であり、協議会等では強盗被害防止等のための防犯対策、万引き対策、少年い集対策の推進などコンビニエンスストアが地域安全活動への積極的な参画を一層推進するよう取り組んでいます。